

「介護職員処遇改善支援補助金」に係るQ & A（宮崎県版）

令和 4 年 1 月 28 日作成

令和 4 年 2 月 16 日更新

宮崎県福祉保健部長寿介護課

はじめに

ここに掲載されている情報は、現段階における案を含みます。

今後、国（厚生労働省）の検討状況により、内容が変更される可能性があります。

最新の情報が分かり次第、更新いたしますので、御確認をお願いします。

なお、最新の作成・更新部分は、赤字（下線付き）で記しております。

県作成のQ & A以外にも、**国（厚生労働省）作成のQ & A**もありますので、併せて御確認ください。

※関連する問いについては、「関連」欄に該当する問いの番号を記載しております。

（1）対象期間について

問 1 「令和 4 年 2 月～9 月の賃金引上げ分」とあるが、補助金の支給は 9 月までか。10 月以降はどのような対応になるか。

（令和 4 年 1 月 28 日作成、令和 4 年 2 月 16 日更新）

補助金は、令和 4 年 2 月～9 月の賃金引上げ分について交付します。

令和 4 年 10 月以降の対応については、「臨時の報酬改定を行い、収入を 3 %程度（月額平均 9,000 円相当）引き上げるための措置を講じること（補助金と同様の要件で、新加算の創設）」とされております。

詳細は、国（厚生労働省）の資料を御確認ください。

【関連】

・ (R4.1.19) 令和 4 年 10 月以降の介護職員の処遇改善に係る措置について

(2) 補助金額について

問 1 「対象事業所の介護職員（常勤換算）1 人当たり月額平均 9,000 円の賃金引上げに相当する額」とあるが、事業所として 9,000 円の賃上げを行う必要があるか。

(令和 4 年 1 月 28 日作成)

全国平均で収入の 3%程度引上げに相当する額として、「月額平均 9,000 円」が設定されております。

実際に、事業所が賃上げをする額としては、「交付率により算出された補助額」がベースになりますので、必ずしも「9,000 円の賃上げ」になるとは限りません。

問 2 「対象サービスごとに介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給」とあるが、どのように交付率が設定されているのか。

(令和 4 年 1 月 28 日作成、[令和 4 年 2 月 16 日更新](#))

交付率は、「介護サービス種類ごとの介護職員数に応じて、月額平均 9,000 円相当の額を交付できるように」設定されています。

サービス毎の交付率については、国（厚生労働省）の資料を御確認ください。

【関連】

- ・ [\(R3.12.27\) 「介護職員処遇改善支援補助金」について「交付率（案）」](#)

問 3 事業所が賃上げをする場合、どの金額を目安に行えばよいか。

(令和 4 年 2 月 16 日作成)

県から事業所に対し、各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を交付します。

各事業所は、この補助金をもとに職員の処遇改善を行っていくことになります。

具体的な金額の目安は、計算式をもとに、各事業所において算出をお願いします。

詳細は、国（厚生労働省）の資料を御確認ください。

【関連】

- ・ [\(R4.1.26\) 「介護職員処遇改善支援補助金」のご案内](#)

問 4 介護予防・日常生活支援総合事業についても、本補助金の対象となるか。

(令和4年2月16日作成)

本Q & A「(3) 問 1」の要件を満たす場合は、本補助金の対象となります。

【関連】

・ (R4.1.31) 介護職員処遇改善支援補助金に関するQ & A 「問 14」

(3) 取得要件について

問1 「処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所」とあるが、いつ時点で当該加算を算定しておく必要があるか。

(令和4年1月28日作成、[令和4年2月16日更新](#))

「令和4年2月サービス提供分」について、指定権者に対し当該加算の届出を行っておく必要があります。

【関連】

・ [\(R4.1.31\) 介護職員処遇改善支援補助金に関するQ & A 「問13」](#)

問2 「令和4年2・3月（令和3年度中）から実際に賃上げを行っている事業所」とあるが、この賃上げは現行の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算による賃上げとは別に行う必要があるか。

(令和4年1月28日作成)

お見込みのとおりです。

本補助金は、「更なる処遇改善を行う事業所に対し、必要な経費を支援すること」を目的としております。

問3 給与を当月払いでなく翌月払いで支給している事業所においては、翌月支給分について賃上げを行うということでしょうか。（例）4月実績分を5月に支払う場合

(令和4年1月28日作成、[令和4年2月16日更新](#))

お見込みのとおりです。

賃金改善対象期間は、原則、令和4年2月から9月までであり、「〇月の労働に対する賃金を引き上げる」又は「〇月に支払われる賃金を引き上げる」のいずれの方法でも可とされております。現行の処遇改善加算等と異なる取扱いとならないよう、各事業所において適切な御対応をお願いします。

【関連】

・ [\(R4.1.31\) 介護職員処遇改善支援補助金に関するQ & A 「問2」](#)

問 4 「事業所は、都道府県に賃上げを実施した旨の用紙を提出」とあるが、いつまでに、どのような様式で提出すればよいか。

(令和 4 年 1 月 28 日作成、[令和 4 年 2 月 16 日更新](#))

① 報告期限について

原則として、[令和 4 年 2 月 28 日 \(月\)](#) です。

例外として、令和 4 年 3 月分とまとめて、同年 2 月分の賃金改善分を支給する場合は、[令和 4 年 3 月 31 日 \(木\)](#) です (令和 4 年 2 月中に報告いただいても構いません)。

【関連】

・ [\(R4.1.27\) 介護職員処遇改善支援補助金に係る賃金改善開始の報告について](#)

② 報告方法について

報告は、[宮崎県電子申請システム \(以下リンク\)](#) によりお願いします。

URL : <https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=PqYnyyM5>

[文書による報告 \(報告書の提出等\) ではなく、システムを利用した報告となります \(郵送、メール等での受付はしていません\)。](#)

[併せて、本 Q & A 「\(6\) 問 1」も御確認ください。](#)

問 5-1 「賃上げ効果の継続に資するよう、補助額の 2/3 以上は介護職員等のベースアップ等 (※) の引上げに使用することを要件とする」とあるが、残りの 1/3 はどのように使用すればよいか。

(※) ベースアップ等とは、「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」を指す。

(令和 4 年 1 月 28 日作成、[令和 4 年 2 月 16 日更新](#))

本補助金では、補助金全額を、職員の賃上げに充てる必要があります。

補助金のうち、少なくとも 2/3 以上はベースアップ等に、残りの 1/3 は一時金などによる支給として賃上げをしていただく必要があります。

【関連】

・ [\(R4.1.31\) 介護職員処遇改善支援補助金に関する Q & A 「問 9」](#)

問 5-2 令和 4 年 2 月及び 3 月に一時金で賃金改善を行った場合、同年 4 月から 9 月までの 6 か月間において、ベースアップ等に係る要件を満たしていればよいか。

(令和 4 年 2 月 16 日作成)

令和 4 年 2 月から 9 月までの 8 か月間全体の賃金改善額の 2/3 以上が、ベースアップ等に充てられている必要があります。

【関連】

- ・ (R4.1.31) 介護職員処遇改善支援補助金に関する Q & A 「問 6」

問 6 「令和 4 年 2・3 月分は一時金による支給を可能とする」とあるが、令和 4 年 9 月までの間のどこかで一時金を支給するということよいか。

(令和 4 年 1 月 28 日作成、令和 4 年 2 月 16 日更新)

令和 4 年 2・3 月分における賃金改善については、支給時期が、「2・3 月の労働に対する賃金を引き上げる」又は「2・3 月に支払われる賃金を引き上げる」のいずれの方法でも可とされており、支給方法が、一時金でも可とされております。

併せて、本 Q & A 「(3) 問 3」を御確認ください。

【関連】

- ・ (R4.1.31) 介護職員処遇改善支援補助金に関する Q & A 「問 3」

問 7 賃金改善期間における「法定福利費等の事業主負担分の増加」は、賃金改善額に含めてよいか。

(令和 4 年 2 月 16 日作成)

お見込みのとおりです。

ベースアップ等に充てた額以外の分として賃金改善に含めることが可能です。

【関連】

- ・ (R4.1.31) 介護職員処遇改善支援補助金に関する Q & A 「問 8」

問 8 ベースアップにあたって就業規則を改正する必要はあるか。就業規則改正にあたっての具体的な案を教えてください。

(令和 4 年 2 月 16 日作成)

ベースアップにあたっては、就業規則の改正が求められています。

具体的な改正案等については、事業所の御判断によりお願いします。

なお、就業規則等の改正が間に合わず、本年 4 月以降にベースアップ等による賃金改善が実施できない場合は、本補助金の対象外となります。

【関連】

- ・ (R4.1.31) 介護職員処遇改善支援補助金に関する Q & A 「**問 4**」「**問 11**」

問 9 職員に対する配分方法について、介護職員等特定処遇改善加算のようなルールはあるか。

年収、勤続年数等によって、賃金改善の上げ幅に差を設けてもよいか。

(令和 4 年 2 月 16 日作成)

現時点において、標記ルールは定められておりません。

職員に対する配分方法は、事業所の御判断によりお願いします。

併せて、本 Q & A 「**(4) 問 3**」も御確認ください。

問 10 事業所における定期昇給を、本補助金におけるベースアップに含んでも良いか。

(令和 4 年 2 月 16 日作成)

本件の場合、本補助金の対象外となります。

本補助金におけるベースアップは、通常の定期昇給等に加えて行っていただく必要があります。

問 11 令和 4 年 4 月に開設した事業所は、本補助金の対象となるか。

(令和 4 年 2 月 16 日作成)

取得要件を満たす場合は、本補助金の対象となります。

【関連】

- ・ (R4.1.31) 介護職員処遇改善支援補助金に関する Q & A 「**問 21**」

問 12 職員の給与明細において、本補助金による賃金改善分を「処遇改善補助金手当」のように明記した方がよいか。

(令和4年2月16日作成)

給与明細への表示については、表示の有無、表示方法も含めて、事業所の御判断によりお願いします。

ただし、給与における「どの部分」が、「本補助金による賃金改善分」に該当するかについて、職員に対し明らかにするようお願いします。

(4) 対象となる職種について

問 1 対象となる職種が「介護職員」とあるが、補助金は介護職員の処遇改善にのみ充てる必要があるか。

(令和4年1月28日作成、[令和4年2月16日更新](#))

本補助金では、「介護職員」をベースとして補助金額の算出がされています。

各事業所は、「介護職員」をベースとして算出された補助金をもとに職員の処遇改善を行っていくことになります。

実際の補助金の分配にあたっては、事業所の判断により、他の職員の処遇改善に充てるなどの柔軟な運用が認められています。

ただし、その他の職員にも配分を行う場合は、介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。

【関連】

・ [\(R4.1.31\) 介護職員処遇改善支援補助金に関するQ & A 「問 12」](#)

問 2 「事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入を充てることができるよう柔軟な運用を認める」とあるが、同一法人の他事業所や、交付対象外となっているサービスに勤務する職員にも充ててよいか。

(令和4年1月28日作成、[令和4年2月16日更新](#))

本補助金は、法人単位で申請・実績報告を行っていただくことを予定しています。

同一法人が運営する他事業所についても、交付対象のサービスであれば、事業所の枠を超えて処遇改善に充てることが可能です。

なお、交付対象外のサービスについては、本補助金の対象外となります。

【関連】

・ [\(R4.1.31\) 介護職員処遇改善支援補助金に関するQ & A 「問 12」](#)

問 3 介護職員以外への配分について、職員の雇用形態、職種による差を設けてもよいか。

(令和4年2月16日作成)

現時点において、標記ルールは定められておりません。

職員に対する配分方法は、事業所の御判断によりお願いします。

併せて、本Q & A「(3) 問 9」「(4) 問 1」も御確認ください。

ただし、その他の職員にも配分を行う場合は、介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを十分に踏まえた配分をお願いします。

【関連】

・ (R4.1.31) 介護職員処遇改善支援補助金に関するQ & A 「**問 12**」

問 4 賃上げは、事業所内の職員、全員について行う必要があるか。

(令和4年2月16日作成)

職員に対する配分方法は、事業所の御判断によりお願いします。

(5) スケジュールについて

問 1 「賃上げを実施した旨の報告書」、処遇改善計画書、実績報告書などは、いつ、どこに、どのように提出するのか。

(令和4年1月28日作成、[令和4年2月16日更新](#))

① 「賃上げを実施した旨の報告書」について

[本Q&A「\(3\)問4」「\(6\)問1」](#)を御確認ください。

② 処遇改善計画書について

提出期限は、[令和4年4月15日\(金\)](#)を予定しております。

提出方法、様式、記入方法等については、[後日御案内いたします。](#)

なお、事業所が県指定、市町村指定であることを問わず、法人単位で、県への提出を予定しています。

③ 実績報告書について

提出期限は、[令和5年1月31日\(火\)](#)を予定しております。

提出方法、様式、記入方法等については、[後日御案内いたします。](#)

なお、事業所が県指定、市町村指定であることを問わず、法人単位で、県への提出を予定しています。

問 2 [補助金が、県から事業所に交付されるのか](#)いつか。

[\(令和4年2月16日作成\)](#)

[令和4年6月から11月まで、国保連\(※調整中\)を通じて交付される予定です。](#)

【関連】

・ [\(R4.1.26\)「介護職員処遇改善支援補助金」のご案内](#)

問 3 [補助金の交付額等の通知は、毎月分送付されるのか。](#)

[\(令和4年2月16日作成\)](#)

[支払事務については、現在調整中です。](#)

[詳細については、分かり次第御案内いたします。](#)

(6) その他

問 1 「賃上げを実施した旨の報告」(宮崎県電子申請システム)における回答方法について

(令和 4 年 2 月 16 日作成)

併せて、本 Q & A「(3) 問 4」を御確認ください。

① 「賃金改善の開始に係る報告」について

本 Q & A「(3) 問 3」による「賃金改善開始月」を参考に、回答をお願いします。

(例) 令和 4 年 2 月分として、同年 3 月に支給した場合 … 令和 4 年 2 月分からの賃金改善

令和 4 年 3 月分として、同年 4 月に支給した場合 … 令和 4 年 3 月分からの賃金改善

② 「補助対象サービス」の「サービス名」について

介護予防・日常生活支援総合事業については、本体事業のサービス名を選択してください。

また、本体事業と日常生活支援総合事業をいずれも運営している場合は、本体事業のみを選択してください。

(例) 「訪問型サービス(独自)」 → 「訪問介護」のみを選択

問 2 事業所の判断により、本補助金を申請しなくてもよいか。

また、本補助金を申請しないことにより、令和 4 年 10 月以降に創設予定の新加算が取得できない等の措置はあるか。

(令和 4 年 2 月 16 日作成)

本補助金の申請の有無については、事業所の御判断によりお願いします。

令和 4 年 10 月以降に創設予定の新加算については、現在、国(厚生労働省)で検討されております。

詳細については、分かり次第御案内いたします。

【関連】

・ (R4.1.19) 令和 4 年 10 月以降の介護職員の処遇改善に係る措置について

問 3 同一法人で、都道府県をまたいで複数の事業所を有する場合、申請等の手続は、その都道府県単位で行う必要があるか。

(令和 4 年 2 月 16 日作成)

お見込みのとおりです。

処遇改善計画書、実績報告書等の御提出は、都道府県単位（当該都道府県に所在する事業所分のみ）で行う必要があります。